

<パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項>

2019年11月13日  
株式会社 伊予銀行

(自己資本の構成に関する事項)

「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化-第2フェーズ-」と題する文書における表に記載された番号を指します。

【2019年9月期（連結）】

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十四号 (CC2)の参照項目
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	452,365	448,938	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	32,560	32,556	(1) (2)
2	うち、利益剰余金の額	427,153	421,542	(3)
1c	うち、自己株式の額(△)	5,131	5,160	(4)
26	うち、社外流出予定額(△)	2,217	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	343	364	(5)
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	190,339	175,933	(6)
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	643,048	625,236	
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,404	5,002	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	5,404	5,002	(7)
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	(8)
11	繰延ヘッジ損益の額	-	-	(9)
12	適格引当金不足額	15,391	14,542	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	退職給付に係る資産の額	18,640	18,064	(10)
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	(11)
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	(11)
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	39,436	37,609	

(注)「別紙様式第十四号(CC2)」とは、別途ホームページに開示しております「(連結)貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明」を指しております。

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十四 号(CC2)の参照項 目	
<b>普通株式等Tier1資本</b>					
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	603,612	587,626		
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	4,240	4,365	(12)	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	4,240	4,365		
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	(11) (13)	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		
42	Tier2資本不足額	-	-		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-		
<b>その他Tier1資本</b>					
44	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	4,240	4,365		
<b>Tier1資本</b>					
45	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	607,853	591,992		
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-		
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-		
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-		
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-		
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	997	1,027	(12)	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	-		
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	114	143		
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	114	143	(14)	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-		
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,111	1,170		
<b>Tier2資本に係る調整項目</b>					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-		
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-		
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	(11) (13)	

国際様式の 該当番号	項 目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十四 号(CC2)の参照項 目
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部 TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	-	-	
<b>Tier2資本</b>				
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	1,111	1,170	
<b>総自己資本</b>				
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	608,964	593,163	
<b>リスク・アセット</b>				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4,088,469	4,080,531	
<b>連結自己資本比率及び資本バッファー</b>				
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	14.76	14.40	
62	連結Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	14.86	14.50	
63	連結総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	14.89	14.53	
64	最低連結資本バッファー比率	2.50	2.50	
65	うち、資本保全バッファー比率	2.50	2.50	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	0.00	0.00	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファー比率	-	-	
68	連結資本バッファー比率	6.89	6.53	
<b>調整項目に係る参考事項</b>				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目 不算入額	60,203	58,388	(11) (13)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額	3	3	(11)
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整 項目不算入額	-	-	
<b>Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>				
76	一般貸倒引当金の額	114	143	(14)
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	609	589	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事 業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエク スポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が 零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	23,200	23,177	
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。）	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手 段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場 合にあっては、零とする。）	-	-	

【2019年9月期（単体）】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	444,326	440,973	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	31,429	31,429	(1) (2)
2	うち、利益剰余金の額	421,726	416,189	(3)
1c	うち、自己株式の額（△）	6,611	6,645	(4)
26	うち、社外流出予定額（△）	2,217	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	343	364	(5)
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	187,511	172,541	(6)
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	632,180	613,879	
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	5,381	4,974	
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	5,381	4,974	(7)
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	(8)
11	繰延ヘッジ損益の額	-	-	(9)
12	適格引当金不足額	16,999	16,131	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	前払年金費用の額	19,022	18,230	(10)
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	(11)
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	425	336	(11)
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	712	610	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	42,540	40,283	
<b>普通株式等Tier1資本</b>				
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	589,640	573,596	
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>				
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	

（注）「別紙様式第十三号(CC2)」とは、別途ホームページに開示しております「貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明」を指しております。

国際様式の 該当番号	項 目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	-	-	
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	528	453	(11) (12)
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
42	Tier2資本不足額	183	156	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	712	610	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額 ( (ニ) - (ホ) ) (ヘ)	-	-	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	589,640	573,596	
Tier2資本に係る基礎項目				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-	-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-	-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	-	-	
Tier2資本に係る調整項目				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	183	156	(11) (12)
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	183	156	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	-	-	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	589,640	573,596	
リスク・アセット				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	4,017,121	4,008,889	
自己資本比率				
61	普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	14.67	14.30	
62	Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	14.67	14.30	
63	総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	14.67	14.30	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	59,077	57,454	(11) (12)
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	9,034	9,034	(11)

国際様式の 該当番号	項 目	当四半期末 (2019年9月末)	前四半期末 (2019年6月末)	別紙様式第十三 号(CC2)の参照項 目
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	-	-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-	-	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	23,127	23,092	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	-	